

平成 30 年度第 3 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 31 年 1 月 25 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

2 会議の場所 岡崎市役所東庁舎 7 階 701 会議室

3 会議の議題

- (1) 諮問第 5 号 「景観重要建造物の指定について（十王堂）」
- (2) 諮問第 6 号 「景観重要建造物（善立寺）の現状変更に係る許可について」
- (3) 報告第 3 号 「景観資産およびふるさと景観資産制度の運用について」
- (4) 報告第 4 号 「屋外広告物の規制の見直し方針案について」

4 会議に出席した委員（12 名）

学識経験者	島津 達雄
学識経験者	杉野 丞
学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	堀越 哲美
各種団体	天野 裕
各種団体	横山 正登
各種団体	後藤 仁
各種団体	加藤 由里子
各種団体	柴田 芳孝
公募市民	近藤 忠彦
公募市民	長谷川 いづみ

5 事務局

都市整備部長	初井 泰晴
都市整備部まちづくりデザイン課長	杉山 弘朗
都市整備部まちづくりデザイン課 副課長	木下 政樹
都市整備部まちづくりデザイン課 景観推進係係長	成瀬 晋
都市整備部まちづくりデザイン課 景観推進係主事	片岡 拓己
都市整備部まちづくりデザイン課 景観推進係技師	小林 佑大
都市整備部まちづくりデザイン課 屋外広告物係係長	奥田 信
都市整備部まちづくりデザイン課 屋外広告物係主事	武田 穂波

6 会議の成立・公開の可否について

本日の会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程における定足数を満たしていることの説明があり、会議が成立していることの報告があった。

また会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨の提案をしたところ、全会一致で承認された。

7 諮問第5号「景観重要建造物の指定について」

議長が諮問第5号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（片岡主事）から説明した。そして次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員：

建物の表記があるが、建物と建造物の意味は異なるものであり、資料では混在している。はっきりと使い分けるべきではないか。

堀越委員：

建造物の表記で統一すれば良いのではないか。

事務局：

承知した。資料の表記は建造物で統一する。

加藤委員：

十王堂は藤川以外にもあるのか。

事務局：

岡崎市内には本宿、矢作等ほかにもある。閻魔王をはじめとする十人の王を祀る十王信仰に由来するものであり、全国各地で見られるものである。

後藤委員：

復原前の時に藤川の小学生ガイドを受けたことがある。その時は当時の姿が大事であることの説明を受けたが復原して良かったのか。

事務局：

伊勢湾台風時に損傷があり、屋根の形も当初とは変わってしまっていた。所有者である十王堂管理委員会はかねてより復原したいとの思いがあり、地元の意向で復原した。

後藤委員

藤川の旧東海道は昔の雰囲気が良いところであり、十王堂がとても新しい雰囲気で浮いてしまっているのではないか。

杉野委員

復原の方法として古色塗り等様々なやり方は考えられるかと思うが、経年変化により馴染んでいくというやり方もある。

景観重要建造物の指定の適合基準にある「地域の歴史を伝えるもの」かについては議論の余地がある。しかし「人々が集まる地域の拠点として長年にわたり親しまれてきたもの」は適合しているので問題はないのでは。

横山委員：

経験上、古色塗りは維持管理が大変であり、3年程度で劣化が始まる。そうした点を考えると、経年変化で馴染ませる方が望ましい。

堀越委員：

地元から相談を受けた時の記憶としては、屋根が当時と違っているので復原したいという意見が大きかった。

古材の活用も議論したが傷みがひどく、費用的にも継ぐことはできなかった。できる範囲で古材を使うのは歴史をたどる意味で正しいと考える。

瀬口会長：

復元、復原の違いは

事務局

復元：失われたものを推測に基づき再現したもの

復原：旧部材を使い、写真や設計図に基づき再現したもの
十王堂は古写真に基づき旧部材も使っているので復原である。

杉野委員：

文化財の議論の中でも曖昧さが残っている。

瀬口会長：

事務局は復元、復原の使い方を文化財部局と整合をとっておくように。

また、景観重要建造物の指定について、文化財保護審議会との調整があるのか。

事務局

調整は必要としていない。

瀬口会長：

今後、そういった点も文化財保護審議会と調整するのが望ましい。

杉野委員：

成就院と十王堂の敷地の分けはどうなっているのか。

事務局：

十王堂の敷地は成就院の所有地と分かれており、当該土地は地元が所有している。今回指定の範囲はあくまで十王堂の建物の部分のみであるので成就院は関係ない。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について原案を了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

8 諮問第6号「景観重要建造物（善立寺）の現状変更に係る許可について」

議長が諮問第6号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（小林技師）から説明した。そして次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員：

外壁を豎羽目張りにするとのことだが、私のイメージでは下見板張りは和風で、豎羽目張りは洋風な気がするが、杉野委員はどう考えるか。

杉野委員：

社寺でも豎板は昔からある。下見板張りは住宅系の印象ではあるが個人的には豎羽目板は問題ない。

様々な漢字が用いられる華頭窓の漢字については「花頭窓」が一般的ではないか。日蓮宗本山の花頭窓を踏襲することについては疑問があったが、具体的な形については事例を収集してほしい。

横山委員：

日本建築の素晴らしい点は水平線だと思っているが、どちらも昔からあるということで理解した。

瀬口会長：

今回の行為は復原になるのか。

事務局：

昔の状態を確認できる資料が残っていないため復原かどうかの判断は難しい。文化財部局にも確認をしている。

瀬口会長：

文化財の審議会にかけるのか

事務局：

届出制なので審議はしない。

瀬口会長：

周辺の寺社仏閣の花頭窓はどうか。

事務局：

同宗派である日蓮宗の寺を市内3軒と三河に広げ西尾市域の4軒も調査したが、宗派の様式的なものや、同格で同時期建立の寺社等といった類似の事例が無かった。

杉野委員：

花頭窓については宗派に拘らず、玄関から本堂への廊下に使われる花頭窓を参考にするといい。引き続き事例収集を行い、再検討を行ったうえで事務局が決めるという条件を付して許可するのはどうか。本山を参考にすることも考え方の一つとしてあり、結果的に現行の案ということもあり得るのでは。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、意見を付して同意し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

9 報告第3号 「景観資産およびふるさと景観資産制度の運用について」

議長が報告第3号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（小林技師）から説明した。そして次の趣旨の質疑がなされた。

中根委員：

制度として景観資産の内訳としてふるさと景観資産がある認識であるが、景観資産が現在一つもないというのはどういうことか。景観資産の中からふるさと景観資産へ登録という順序であるのならば、ふるさと景観資産と景観重要建造物の合計が景観資産ではないのか。

事務局：

景観重要建造物、ふるさと景観資産ではない景観資産の数は0件という意味で表記していた。紛らわしい資料で申し訳ないが、現状はふるさと景観資産と景観重要建造物の合計が景観資産の数で間違いない。

瀬口会長：

景観資産よりも先に制度化されていたふるさとの名木と森を、ふるさと景観資産に取り込んだため、位置づけがわかりにくくなっているということではないか。

事務局：

その通りである。飛び級があるという意味で資料を作成したが、誤解を招く表記であった。

瀬口会長：

文化財も市県を超えていきなり国登録できるのでそれと同じである。

加藤委員：

額田の石垣、田舎の個性的な畑、矢作川支流の個性など、地域のアイデンティティを醸す自然景観がある。そのようなものから登録されるものが増えれば岡崎の良さに繋がると思う。

事務局：

現行の条例では、建造物と樹木又はこれらと一体となった地物しか登録することができない。他自治体では、それ以外についても上手く条文に取り組んでいる例もあり、参考にしながら制度を見直していきたいと考えている。

横山委員：

ふるさと景観資産の指定基準に人の交流が期待されるものとあるが、個人の住宅など他人が立ち入りできない建造物には該当しない。交流の項目は指定の足かせになりかねない。

事務局：

くらし、営みの表出という意図で景観を通して地域の活性化を図ることができればとの思いがあった。必須事項ではなく選択事項であり、必ずしも交流が生じなければならないという意図ではない。

堀越委員：

条例は水と緑という名前なのだから河川、植生、畑等の農業、工業などの生業、地形などそういった要素ももっと取り入れてほしい。

瀬口会長：

価値があっても選定されていなければ人知れず取り壊されるが、選定しておけば事前に連絡が来て活用法を探るなどの対応ができる。選定基準の 地域住民に親しまれているもの、保全・活用の活動内容が明らかなものは、例えば1年以上の活動実績のない空き家は該当しない。 と は選定の足かせになりかねないだろうか。

現在のところ条例は建造物と樹木を対象とした仕立てになっている。これらの景観構成要素についても、景観資産として位置付けていく議論が必要であるが、複雑な条件の整理も必要なので、とりあえず建造物、樹木をしっかりとって、のちに対象を拡大していくのは一つのやり方だと考える。

島津委員：

空き家対策委員会やっていた経験上価値のないただの空き家も多く見てきた。

天野委員：

風景を景観資産に入れられるかという点で条例第35条に該当しない自然景観やお祭りが挙げられる。幅広い景観を登録しやすくする必要があると思うが、条例改正はするのか。

瀬口会長：

景観の制度ですべてに取り組むのではなく、お祭り自体は文化財の制度で見ていくことも一つ。お祭りの場所というハード整備という意味では、景観資産として見てよいのでは。

事務局：

すぐには難しいが将来的には条例の改正が必要だと考えているので今回の議論を踏まえて検討していく。

議長が報告第3号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

10 報告第4号 「屋外広告物の規制の見直し方針案について」

議長が報告第4号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（武田主事）から説明した。そして次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員：

規制弾力化をして広告収入を得るといふあり方は時勢に逆行している。個人的には広告はなくなってもよいと思う。

事務局：

例として名古屋の栄地区は広告料収入をエリアマネジメントの大きな財源として運用している。岡崎市も広告を出すにあたってはエリアやデザインのコントロールが必要と考える。

柴田委員：

安全点検有資格化について、ルールを定めても違法業者は絶えない。また3年に1回有資格者による点検や修理をするにも費用がかかるため、広告主の同意を得るにはハードルがある。なお、危険の報告をしたら行政からしっかり指導をしてほしい。

瀬口会長：

安全点検後、行政に報告すると何ができるのか。

事務局：

市から有資格者点検者へ聞き取りをしつつ、広告主へ是正の協議をする。

柴田委員：

看板屋としてはどのような依頼でも仕事なので断れない部分も多い。行政からは啓蒙活動をしてほしい。

近藤委員：

国から標準条例ガイドラインが示され、そこに条例を合わせていくとのことだが議論の余地はあるのか。

事務局：

あくまでガイドラインなので自治体でのバリエーションを持つことが可能である。

近藤委員：

では岡崎市独自のものはあるのか。

事務局：

今回、展望広告に関する基準の追加を予定しており、これは本市の独自の眺望景観(ビスタライン)が存在するためである。また、規制強度が矛盾している実態と伴っていなかった箇所の是正。そしてリバーフロントエリアの利活用のための規制弾力化を予定しており、本市施策を連動した改正となっている。

柴田委員：

リバーフロントエリアの国道一号線付近が、現行では許可地域となっている。こうした場所での規制誘導はどのように行うのか。

事務局：

面での規制が可能な手法として、広告活用地区の制度や景観保全型広告整備地区制度を新たに条例に追加する予定。

柴田委員：

看板はあってもいいが岡崎らしい美しいものにしてほしい。

天野委員：

禁止物件への広告掲出は可能となるか。

事務局：

エリアマネジメント広告について、主体に限っての弾力化を行う予定である。

天野委員：

国または地方公共団体が公共的目的で掲出する広告について、主体に準公共団体を追加する件について、どのような主体を想定しているか。

事務局：

検討段階ではあるが独立行政法人、市長が認める地域の防犯・防火協力組合、都市再生推進法人、特定NPO法人等を想定している。

島津委員：

非営利性が担保される団体であることが重要だと思う。

議長が報告第3号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、平成30年度第3回岡崎市景観審議会を閉会した。